風水害や地震などの自然災害に備えて、 総合防災訓練を実施します

伊賀市総合防災訓練

[と

【ところ】 阿山運動公園9月16日印午前9時~正午

《実地訓練》

《展示・体験》

地震体験・防災機器などの

【参加機関・団体】 55団体

をご利用ください。 は、あやま文化センター駐車場 ※どなたでも見学できます。当日

【お願い】

制練中、会場付近では、訓練車 で隊と県警察本部のヘリコプター 空隊と県警察本部のヘリコプター で が旋回し、訓練を行いますので、 が旋回し、訓練を行いますので、 がにします。また、上空を県防災航 を では、訓練車

災害の備えを見直そう≫

防災週間 8月3日~9月5日防災の日 9月1日

災の日」です。 生した関東大震災にちなんで定められた「防毎年、9月1日は、大正12年の同日に発

構えを再確認する期間としています。台風に限らず、さまざまな災害についての心から9月5日までを「防災週間」としており、の被害を受けたことをきっかけに、8月30日昭和34年9月の伊勢湾台風により戦後最大級出た、この時期は台風などの風水害が多く、

○あんしん・防災ねっとをご存じですか。

市では気象警報や避難勧告など災害に関する情報を迅速にお伝えするため、携帯電話からアクセスし、閲覧や登録ができます。
携帯電話のバーコードリーダーでQRコードを読み込んで登録することもできます。
詳しくは、18ページをご覧ください。
方アクセスし、閲覧や登録ができます。
方アクセスし、閲覧や登録ができます。
方アクセスし、閲覧や登録ができます。
持帯電話のバーコードリーダーでQRコードを読み込んで登録することもできます。
方下のは気象警報や避難勧告など災害に関単に登録できますのでぜひご利用ください。

◆防災行政無線を使った

緊急情報の伝達試験

地震や武力攻撃などの災害時に、全国瞬時警報システムでくる国からの緊急情報をさまざまな情報伝達手段を用いて確実に皆さんにお伝えするために、全国一斉の試験が行われます。

戸別受信機で流れます。の屋外拡声子局や、ご家庭の試験放送は市内各所に設置

注意ください。

とき

9月12日(水)

2回目:午前10時30分ごろ1回目:午前10時ごろ

※試験放送は2回行われます。 2回目:午前10時30分ごろ

【放送内容】

○「こちらは広報伊賀です。」 ○「こちらは広報伊賀です。」×3回

願いします。皆さんのご理解とご協力をおび迷惑をおかけしますが、

☎22・9640 M24・0444【問い合わせ】 総合危機管理室

どを適正に利用していただくために利用証を発行します。 ※県では、好産婦や障がいのある人などで、歩行が困難な人の外出を 支援するため、利用証を交付することにより、駐車区画を利用しや 公共施設や商業施設に設置された「車いす使用者用駐車区画」 な

BB Company Company

※9月3日川から事前申請可能 制度開始日 10月1日月

すくすることをめざしています。

用できます。 ることは、路面に表示されていたり、 ※おもいやり駐車場が満車の場合には、 意ください。 道路上では使用できませんのでご注 合は、更新の申請をしてください。 有効期限後も継続して利用したい場 立て看板に表示されていたりします。 利用証を持っていても駐車できな 利用証は、 いことがあります。 有効期間がありますが、 おもいやり駐車場であ おもいやり駐車場で使

交付対象者:歩行が困難で次の基準に該当する人

《障がい者手帳を持っている人》

援センターまたは市役所で申請して

ください。代理の人が申請する場合

代理の人の本人確認書類

免許証など)もお持ちください。

県保健福祉事務所・県障害者相談支 持ちの上、県庁・県北勢福祉事務所・ の窓口は県と市です。必要書類をお

利用証は県が発行しますが、

申請

(申請方法)

【有効期間】5年(更新可) 【市での申請先】障がい福祉課・各支所住民福祉課

		区分	交付要件	申請に 必要な書類	
		※次の区分の等級に該当	掌害者手帳を持っている人		
	視覚障がい			1級~4級	
	聴覚障がい			2級・3級	
身体障が	平衡機能障がい			3級・5級	
			上肢	1級・2級	
	肢体	不自由	下肢	1級~6級	
			体幹	1級・2級・3級・5級	身体障害者
		乳幼児期以前の非進行性の脳	上肢機能	1級・2級	
		病変による運動機能障がい	移動機能	1級~6級	
(C)	心臓機能障がい・じん臓機能障がい・呼吸器 機能障がい・ぼうこうまたは直腸の機能障が い・小腸機能障がい				
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障が い・肝臓機能障がい			1級~4級	
知的	内障が	` U1	療育手帳 A を持っている人	療育手帳	
精补	申障が	Ù	精神障害者保健福祉手帳 1級を持っている人	精神障害者保 健福祉手帳	



// トラハタッ / /



【問い合わせ】

障がい福祉課

22-9657 FAX 22-9662

//.	《上記以外の人》							
	区分	交付要件	有効期間	申請に必要な書類	市での申請先			
		歩行が困難で、要介護認定「要 介護1~5」の人	5年(更新可)	介護保険被保険者証	介護高齢福祉課・ 各支所住民福祉課			
糞	族患者	歩行が困難で次に該当する人 〇特定疾患医療受給者 〇小児慢性特定疾患医療受給者	5 年(更新可)	O特定疾患医療受給者証 O小児慢性特定疾患医療 受診券	障がい福祉課・各 支所住民福祉課			
:	妊産婦		産前 4 カ月〜 産後 6 カ月	母子健康手帳	健康推進課·各支 所住民福祉課			
	けが人	けがによる一時的な歩行困難者で、医師の証明書などにより駐車場の利用に配慮が必要と認められる人	必要な期間 (最長1年の範 囲内で更新可)	①医師の診断書・証明書②身分証明書(運転免許	障がい福祉課・各 支所住民福祉課			
7	その他	上記以外で、歩行が困難で医師 の証明書などにより駐車場の利 用に配慮が必要と認められる人	最長5年 (更新可)	証・健康保険証など)				

※利用証は、交付対象者が同乗する場合も使用できます。